○国土交通省告示第八百十八号

船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準を次のように定め、平成二十三年九月一日から適用する。

平成二十三年八月一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

船舶料理士に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準

船舶料理士に関する省令第二条第二項の国土交通大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者の監督の下に行う教育を、船内において一月以上受けた者であることとする。

一　船内における労働に関する事項　船長

二　船内における調理に関する事項であって次に掲げるもの　船舶料理士資格証明書を有する者

イ　平成九年運輸省告示第六十一号（船員法第八十条第二項の食料表）による食品の類別及び数量並びに食品の品質及び貯蔵期間を考慮した食料の積み込みに関する事項

ロ　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第三十七条第一項に規定する食料の保存方法に関する事項

ハ　航海の期間並びに食品の貯蔵期間及び数量を考慮した献立に関する事項

ニ　船員の健康維持を考慮した食事の提供に関する事項

ホ　船員労働安全衛生規則第三十六条及び第三十七条に規定する衛生上必要な措置に関する事項

ヘ　調理又は飲用に供する水についての衛生上必要な措置に関する事項

○国土交通省告示第八百十九号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、及び都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第三条第一項に基づき、都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針の一部を改正する告示

都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針（平成十七年国土交通省告示第七百四十五号）を次のように改正する。

三の１の⑵の②のホを削る。

三の２の⑵の③のトを削る。

附　則

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百二十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第百十九号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百二十八号（国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十三年八月一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

平成十九年国土交通省告示第四百二十八号（国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

官報抄

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第98回保健師国家試験を次のとおり施行する。

平成23年８月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　試験期日　平成24年２月17日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　地域看護学、疫学・保健統計及び保健福祉行政論

4　受験資格　看護師国家試験に合格した者、保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者又は同法第53条第１項に規定する者であって、かつ、次のいずれかに該当するもの

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（平成24年３月19日（月曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成24年３月19日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　外国の保健師学校を卒業し、又は外国において保健師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の受験資格の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

②　看護師免許証の写し（地方厚生局若しくは地方厚生支局又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）